8．当事業年度において、吸収合併対象財産の全部に、対価として交付する現金等の時価を付す吸収合併が行われた場合には、次に掲げる事項を注記すること（新設合併の場合についても同様に取り扱うものとする。）。

⑴　計算書類に含まれる吸収合併消滅金庫の業績の期間

⑵　吸収合併消滅金庫の取得原価及びその内訳

⑶　負ののれん発生益の金額及び発生原因

9．総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

10．その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

第七十条第二号ロ中「次に掲げる事項」の下に「（⑷に掲げる事項については、信用協同組合連合会に限る。）」を加え、⑹を⑺とし、⑸を⑹とし、⑷を⑸とし、⑶の次に次のように加える。

⑷　包括利益

別紙様式第九号第一の４．のⅡを次のように改める。

Ⅱ　普通出資（当期末現在）

普通出資１口の金額　　円

区分		組合員数	百分比	出資金額	百分比
農業・林業	個人	人	%	千円	%
	法人				
漁業	個人				
	法人				
鉱業・採石業・砂利採取業	個人				
	法人				
建設業	個人				
	法人				
製造業	個人				
	法人				
卸売業・小売業	個人				
	法人				
金融業・保険業	個人				
	法人				
不動産業	個人				
	法人				
物品賃貸業	個人				
	法人				
情報通信業	個人				
	法人				
運輸業・郵便業	個人				
	法人				
電気・ガス・熱供給・水道業	個人				
	法人				
学術研究・専門・技術サービス業	個人				
	法人				
宿泊業	個人				
	法人				
飲食業	個人				
	法人				
生活関連サービス業・娯楽業	個人				
	法人				
教育・学術支援業	個人				
	法人				
医療・福祉	個人				
	法人				
その他のサービス	個人				
	法人				
その他	個人				
	法人				
勤労者	個人				
合計	個人		100.0%		100.0%
	法人		100.0%		100.0%

（記載上の注意）

1．普通出資１口の金額は、定款に定める金額を記載すること。

2．組合員の区分は、統計法に基づく日本標準産業分類の大分類によるものとする。